

議事日程（第5号）

平成23年9月20日（火）午後3時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 高橋道弘君 | 2番 高橋真一郎君 | 3番 鳴原利光君 |
| 4番 高橋道也君 | 5番 菅野清一君 | 6番 齋藤博美君 |
| 7番 昆久美子君 | 8番 菅野意美子君 | 9番 新関善三君 |
| 10番 黒沢敏雄君 | 11番 三浦浩一君 | 12番 五十嵐謙吉君 |
| 13番 石河清君 | 14番 遠藤宗弘君 | 15番 高野善兵衛君 |
| 16番 佐藤喜三郎君 | | |

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 町長 | 古川道郎君 | 副町長 | 永田嗣昭君 |
| 総務課長 | 高橋清美君 | 企画財政課長 | 菅野浩市郎君 |
| 町民税務課長 | 高橋良之君 | 会計管理者 | 佐藤修一君 |
| 保健福祉課長 | 佐藤真寿夫君 | 建設水道課長 | 沢井一雄君 |
| 産業課長 | 沢口進君 | 教育委員長 | 佐藤捷善君 |
| 教育長 | 神田紀君 | こども教育課長 | 仲江泰宏君 |
| 生涯学習課長 | 松本康弘君 | 総務課長補佐 | 大内彰君 |

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第84号 平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について

（討論・採決）

議案第57号 平成22年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

（討論・採決）

議案第58号 平成22年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

（討論・採決）

議案第59号 平成22年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- (討論・採決)
- 議案第60号 平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(討論・採決)
- 議案第61号 平成22年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第62号 平成22年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第63号 平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 議案第69号 平成22年度川俣町水道事業会計決算の認定について(討論・採決)
- 議案第70号 平成23年度川俣町一般会計補正予算(第5号)(討論・採決)
- 議案第71号 平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 議案第72号 平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 議案第73号 平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 議案第74号 平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 議案第75号 平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
- 議案第76号 平成23年度川俣町水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)

追加日程

- 発議第5号 放射能汚染に対する正しい知識の周知と風評被害防止のための指導を求める意見書
- 発議第6号 除染に対し国が責任を持って取り組むことを求める意見書
- 発議第7号 「にっしん夢まつり・夢花火」大会への指導を求める決議
- 発議第8号 原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書
- 発議第9号 原発被災損害賠償請求手続きに関する要望書
- 発議第10号 原子力災害対策室の拡充を求める要望書
- 議報告第4号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第5号 議員研修会等の報告について
所管事務調査について
議員の派遣について

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後4時51分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 鳴原利光君、4番議員 高橋道也君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休議いたします。

（午後4時52分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後5時54分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで、斎藤代表監査委員から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） まず、はじめに、この議会の最中に、私事で欠席いたしましたこと、皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

続きまして、9月14日の審査意見書に対する1番 高橋道弘議員の質問について、ご報告いたします。

ご質問の実質収支比率につきましては、2.9は誤りで、正しくは4.8となります。是非訂正お願いしたいと思います。このことは、単なる数字のミスということではなくて、むしろ私としましては金額で約1億円の黒字増、並びに率で2ポイントの改善ということをおの意見書の中で訴えることができなかつたということをお自身が残念に思っております。今後、こういうことのないように十分注意したいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、高野善兵衛君から発言を求められておりますので、これを許します。高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 私からお願い事があります。去る9月14日の予算質疑の中で、私、不適切な発言をいたしましたので、取消しをお願いいたします。

申し上げます。飯舘村を中傷するような発言であったと反省しておりますので、

お詫び申し上げ、訂正をよろしくお願いいたします。

詳しく申し上げます。「までいなくばら」という言葉を発しましたので、訂正させていただきます。

- 議長（佐藤喜三郎君） それでは、ただいま高野善兵衛君から9月14日における発言において、会議規則第64条の規定によって、不適切な発言の部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、高野善兵衛君からの発言の訂正を許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，請願の審査結果について報告を行います。

産業建設常任委員長、報告願います。産業建設常任委員長。

- 産業建設常任委員長（三浦浩一君） 請願の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願は、9月15日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告をする。

番号、件名、審査結果、意見について報告いたします。

| 番号 | 件名 | 審査結果 | 意見 |
|----|--------------------------|------|----|
| 5 | 町道細越・笛田線整備に関する請願書 | 採 択 | |
| 6 | 町道油田・餅石線整備改良と町道認定に関する請願書 | 採 択 | |

以上です。

- 議長（佐藤喜三郎君） 請願第5号「町道細越・笛田線整備に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって請願第5号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 請願第6号「町道油田・餅石線整備改良と町道認定に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。本案について委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって請願第6号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、平成22年度各会計の歳入歳出決算並びに平成23年度各会計の補正予算の審査結果等について、各委員長から報告願います。

最初に、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（遠藤宗弘君） 総務文教常任委員会に付託されました事件の審査結果を次のとおり報告いたします。

議案第84号、平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算認定のうち、本委員会の所管事項について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第62号、平成22年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第70号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第5号）について、審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号、平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三浦浩一君） 産業建設常任委員会に付託されました事件の審査結果を次のとおり報告いたします。

議案第84号、平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定のうち、本委員会の所管事項について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第61号、平成22年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第63号、平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第69号、平成22年度川俣町水道事業会計決算の認定について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第70号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会の所管事項について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号、平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号、平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査結果の報告を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、厚生常任委員長、報告願います。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（菅野意美子君） 厚生常任委員会に付託されました事件の審査結果を次のとおり報告いたします。

議案第84号、平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定のうち、本委員会の所管事項について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第57号、平成22年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第58号、平成22年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第59号、平成22年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第60号、平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について審査の結果、原案を認定すべきものと決定いたしました。

議案第70号、平成23年度川俣町一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会の所管事項について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第71号、平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第72号、平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号、平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で審査結果の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4、議案第84号「平成22年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第5、議案第57号「平成22年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第6, 議案第58号「平成22年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第7, 議案第59号「平成22年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第8, 議案第60号「平成22年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，議案第61号「平成22年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，議案第62号「平成22年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第63号「平成22年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第12，議案第69号「平成22年度川俣町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第13, 議案第70号「平成23年度川俣町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。新関善三君。

○9番(新関善三君) 9番 新関善三です。厚生委員会の方に付託されております内容の中では、除染の問題が審議されておたつたわけでございますけれども、現にこれら一般質問の中ではすべて除染の処理場所、これを決定してから具体的にやるんだというふうな具体的に明示をされておるわけでございますけれども、もう既に予算の承認もされない、あるいはそれらの仮置き場も決定されない中で実施をされたというような経過があるわけでございまして、こうなりますと、このような実施方法でありますならば、やる分には確かに除染をしながら子どもたちの住み良い環境、あるいは除染に対します認識を新たにして学業に励んでもらうというような趣旨は十分に理解できるわけでございますけれども、町長が約束しておるにもかかわらず実施されてしまったというような経過があるわけでございますので、それと、まだ予算が承認されないで実施されたというふうな経過があるわけでございますので、そういったこと等につきましては、根本的に議会軽視、あるいは住民感情を逆撫でするものであるということから、私は、これら認定されたもの等については反対をさせていただきます。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに討論はありませんか。昆久美子君。

○7番(昆久美子君) 私は、賛成の討論をさせていただきます。

ただいま反対者の意見の中に、予算可決を前に実施したことが問題だということでしたが、今回、実施された除染の事業の事業主体者は、日和田鉄炮町自治会でございます。県の補助事業として実施するということですが、県のほうのこの補助事業に関しましては、もう既に除染活動を実施した団体にもさかのぼって適用するというふうにしておりますので、町もその方針で私は一向に構わないだろうと思います。ただ、問題は、除染後の仮置き場の問題でございますが、これも私も先の質問で当局に質したところ、町は責任を持って仮置き場を確保するというところでございましたので、それを信じて私は賛成いたします。

○議長(佐藤喜三郎君) ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。
これから議案第70号を採決いたします。この採決は起立によって行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議長（佐藤喜三郎君） 起立多数です。
よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第14、議案第71号「平成23年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第15、議案第72号「平成23年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16、議案第73号「平成23年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17、議案第74号「平成23年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第18、議案第75号「平成23年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19、議案第76号「平成23年度川俣町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議6件、議報告2件、その他2件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがいまして、発議6件、議報告2件、その他2件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第1，発議第5号「放射能汚染に対する正しい知識の周知と風評被害防止のための指導を求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 提案いたします。

放射能汚染に対する正しい知識の周知と風評被害防止のための指導を求める意見書

去る9月18日に愛知県日進市で行われた「にっしん夢まつり・夢花火」大会の実施団体では、当町で製造された花火80発を打ち上げる計画を立てていただいたにもかかわらず、放射能汚染を懸念する声により愛知県産の煙火と差し替えられた事について強い憤りを感じるものである。

この度の大震災の復興を願い、全国各地で各種事業に取り組んでいただいているが、松本龍前東日本大震災復興対策担当大臣、鉢呂吉雄前経済産業大臣発言に象徴される人格を疑われるような発言は、被災地住民の感情を逆なでするものであり、類似問題が後を絶たないことは誠に遺憾である。

度重なる風評問題は、当町として看過し得ないもので、被災当事者として大変遺憾であり、また受け入れがたく、川俣町議会は下記の事項について強く要望するものである。

記

1. 国は、放射能汚染に対する正しい知識を全国民に対し、速やかに周知すること。
 2. 国は、この度の「にっしん夢まつり・夢花火」大会主催者に対し、適切な指導を行うこと。
 3. 国務大臣は被災住民の感情を逆なでするような発言を一切しないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

総務大臣 川端達夫 様

経済産業大臣 枝野幸男 様

東日本大震災

復興対策担当大臣 平野達男 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第2，発議第6号「除染に対し国が全責任を持って取り組むことを求める意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 除染に対し国が全責任を持って取り組むことを求める意見書
東京電力福島第一原子力発電所の事故は、放射性物質による環境汚染の拡大を招き、川俣町住民の生活と健康を根底から破壊している。

この不安と混乱の中、8月26日に政府は「除染に関する緊急実施基本方針」を決定した。

しかしながら、その内容は事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある警戒区域や計画的避難区域については、国が主体的に除染を実施するとされているが、年間の積算線量が20ミリシーベルト以下の地域は市町村が国の支援を受けながら実施するとされている。

このことは、今般の原子力災害において、国と東京電力㈱が全責任をもって対応するよう求めてきたことに相反するものであり、断じて受け入れがたいものである。

よって、本町議会は今般の原子力災害における除染については、年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えない地域についても、原子力を推進してきた国が全責任を持って除染するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

内閣総理大臣 野田佳彦 様
経済産業大臣 枝野幸男 様
原発事故の収束及び
再発防止担当大臣 細野豪志 様
東日本大震災
復興対策担当大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私は、本意見書については、全面的に賛成するものでありますが、提案者にお聞きをしたいんですけど、この意見書は、国が全責任を持って除染しなさいと、こういうことを国に要望するものであります。先ほど可決されました23年度の一般会計補正予算においては、国の県が進める線量軽減化事業を予算化したものでありますけれども、地域住民が国の補助金をもらって、自分たちの生活環境の中から放射能を除染をしていくんだということを、まあ簡単に言えば、国が県に丸投げして、県が市町村に丸投げして、市町村がそれを受けてなんとか住民と苦勞してやっているというのが現状であります。そういった趣旨からいいますと、本意見書とは整合性のない事業であるわけではありますが、提案者としては全責任を持って国がやるということの中身については、どのようにご認識なのかお伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者説明願います。菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） この除染に対して、国が全責任を持って取り組むことを求める意見書でございますが、この意見書につきましては、この内容のとおりでございますけれども、この川俣町におきましては、町長の発言で仮置き場が決まらないうちは事業には着手しないことを明言しておりましたし、委員会でもずいぶん仮置き場については議論を何時間もいたしましたし、担当課長にもいろいろ説明をいただきましたので、町としては、仮置き場を責任を持って決めるということで、私たち委員会では、そういうふうになってあるし、この意見書も全責任を持って国がやるということに対して、それを信じて意見書を出すものでございます。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私がお聞きしましたのは、そういうことではなくて、国が全責任を持ってやるということは、例えば警戒区域だとか20キロ圏内においては国が全責任を持ってやるということで、その仮置き場の選定から除染の方法から全部やっているわけでありましてよ。ところが20ミリシーベルト以下であるというところは、山木屋はだからやらないわけですね、国がやるということになっていますから。ですから、そういうことから言うと、川俣で言えば、山木屋地区以外で国が全

責任を持って除染をしろということについては、具体的にはどういうことを想定なさっているのかということをお聞きしているだけです。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） あの自治会中心にボランティア、除染活動の工程です。それを13、今回の補正には挙がっていますが、13か所設定されまして、まあ6か所は決まっているということで、それをやるようにはなっておりますので、じゃないんですか。違う、だからこれは意見書ですので、国の責任の下に町としても責任を持ってやっていくということでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかにありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私のイメージで言えばですよ。例えば私は先ほどそういう意味で同僚議員と同じで、補正予算にはその1点だけで誠に町長には申し訳ないんですけど反対させていただいたんですけども、要はその国が全責任を持ってやるということであれば、例えば今進めている線量低減化事業もですよ、国からくる補助金は50万円だけじゃないですか。そして、仮置き場も不十分なながらも自治会で相談して町が、町長ね責任を持って押さえると、こういうふうに言っているわけでありますが、実際はほとんどボランティアで成り立っているわけでありまして、線量低減化事業はやるとしても、例えばその分はきちんとボランティアでなくて国に要求していくんだとか、東電に補償賠償させていくんだとか、賠償額を求めていくんだとか、そういうことはイメージなされてないのかということ、その具体論をお聞きしたいわけなので、その辺はどういうふうにお考えなのでしょう。この仮置き場の問題を含めてですね、その設置費用、あるいは出てきて除染活動に参加した地域住民の方々の日当、そういったものをどのように、あるいはそれで健康被害になったら、健康補償という問題も出てくるわけですから、そういったものを含めて、どういうふうに具体論としては考えてなさっているのかなど、提案者ですからお聞きをしているだけです。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野意美子君。

○8番（菅野意美子君） 今、高橋議員の言われたとおりにやっていただくように、この意見書を出しました。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第3，発議第7号「「にしん夢まつり・夢花火」大会への指導を求める決議」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

三浦浩一君。

○11番（三浦浩一君） 「にしん夢まつり・夢花火」大会への指導を求める決議

貴市におかれましては、東日本大震災の被災地・被災者に対し、震災復興支援のために市民挙げて取り組まれておりますことに対し、まず御礼申し上げます。

さて、去る9月18日に貴市で行われた「にしん夢まつり・夢花火」大会の実施団体では、当町で製造された煙火80発を打ち上げる計画を立てていただいたにもかかわらず、放射能汚染を懸念する声により、愛知県産の煙火と差し替えられた事について強く憤りを覚えるところである。

報道によると、一部市民からの放射能への懸念に対し、あらかじめ放射能汚染の影響を調査せずに当町の煙火の使用は中止と決定されたとのこと。調査もせずに取り組んだこのことは、被災者・被災地の心情に対し配慮を欠くばかりでなく、科学的根拠に基づかない放射線への恐怖や風評被害を助長するものである。更には、被災地住民が全力を挙げて復旧・復興に当たっている最中、川俣町民以外にも被災地すべてに対し大いなる失望感を禁じえないものである。

この度の大地震の復興を願い全国各地で各種事業に取り組んでいただいているが、既に数件の類似問題が発生しているにもかかわらず、同様の問題を貴市において発生させたことは、震災復興支援とは程遠く、はなはだ被災者への配慮を欠いた、全く無礼な行為と思われる。

川俣町は、一部地域が計画的避難区域に指定されているが、その他の地区では、放射線問題とともにその風評被害に大きな苦痛を感じ、復旧・復興に向けて全力を挙げて取り組んでいるところである。

今回の問題は、当町として看過し得ないもので、被災当事者として大変遺憾であり納得しがたく、また受け入れがたく、貴市の「にしん夢まつり・夢花火」大会の運営に対し強く抗議するものである。

以上決議する。

平成23年9月20日

愛知県日進市長 荻野幸三 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 私は、この決議を出すべきではないという立場から反対討論をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 質疑だよ。

○7番（昆 久美子君） 議長、ごめんなさい。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 私は、この決議を出すべきではないという立場から反対討論をさせていただきます。

今回、善意があだとなって、このような大騒ぎになりましたことは、私も全く悔しい思いでございます。ただ、この花火大会の主催者は、実行委員会が民間団体であることから、自治体の長に抗議文を出すということは、筋違いではないかと思う点がございます。それと聞くところによりますと、日進市長と実行委員会の代表が近日中に当町にお詫びにいらっしゃるということも伺っておりますので、あえてこういった決議文を出すまでもないと思いますので、反対させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、賛成討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐藤喜三郎君） 起立多数です。

よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第4、発議第8号「原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 提案いたします。

原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書

9月12日、東京電力より配布された原発事故の損害賠償に関する請求手続きの問題が指摘されている。

日本弁護士連合会の指摘では、この請求書自体が放射能汚染により居住困難になった建物や土地などの財産価値減少による補償等、「中間指針」において補償の対

象とするようになっていたが書類には明記されていないこと。また請求用の説明書類が160ページ、請求書類が60ページにも及ぶ膨大なもので被災者の書き易さより東京電力の負担を軽減することが念頭におかれており、被災者の多大な労力を強いる内容となっていること。

また、本手続きは、高齢者や障害者にとっては、より困難さを強いている。更に領収書などの関係書類の提出も義務付けられており、資料が被災者の手元に残らない仕組みになっている。後に請求手続きが発生した場合、証明困難となり泣き寝入りを余儀なくされる可能性があること。

更に「A1」の加害者である東京電力が被害者である住民に銀行などの金融機関に情報の開示を認める同意書を求めていること。「A2」の保証金請求書で「確認事項」として請求は1回限りとすることなど、その内容は到底被災者の立場に立っているものではないと指摘されている。

よって、国は東京電力に対し被災者救済の原点に立ち、指導するよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- 1 原発被災損害賠償請求手続き書類はもっと簡略化すること。
- 2 「A1」同意書（提出用）にある金融機関等の情報開示は求めないこと。
- 3 「A2」保証金請求書（提出用）「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は1回限りとすること」の確認事項を削除すること。
- 4 原発被災損害賠償請求手続きは被災者の立場に立って行うこと。

平成23年9月20日

内閣総理大臣 野田佳彦 様

原発事故の収束及び

再発防止担当大臣 細野豪志 様

東日本大震災

復興対策担当大臣 平野達男 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第5，発議第9号「原発被災損害賠償請求手続きに関する要望書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 提案いたします。

原発被災損害賠償請求手続きに関する要望書

9月12日、東京電力より配布された原発事故の損害賠償に関する請求手続きの問題が指摘されている。

日本弁護士連合会の指摘では、この請求書自体が放射能汚染により居住困難になった建物や土地などの財産価値減少による補償等、「中間指針」において補償の対象とするようになっていたが書類には明記されていないこと。また請求用の説明書類が160ページ、請求書類が60ページにも及ぶ膨大なもので被災者の書き易さより東京電力の負担を軽減することが念頭におかれており、被災者の多大な労力を強いる内容となっていること。

本手続きは高齢者や障害者にとってはより困難さを強いている。さらに領収書などの関係書類の提出も義務付けられており、資料が被災者の手元に残らない仕組みになっている。後に請求手続きが発生した場合、証明困難となり泣き寝入りを余儀なくされる可能性があること。

更に「A1」の加害者である東京電力が被害者である住民に銀行などの金融機関に情報の開示を認める同意書を求めていること。「A2」の保証金請求書で「確認事項」として請求は1回限りとするなど、その内容は到底被災者の立場に立っているものではないと指摘されている。

よって、被災者救済の原点に立ち、次のことを要望する。

- 1 原発被災損害賠償請求手続き書類はもっと簡略化すること。
- 2 「A1」同意書（提出用）にある金融機関等の情報開示は求めないこと。
- 3 「A2」保証金請求書（提出用）「同一補償対象期間における、各補償項目の請求は1回限りとする」の確認事項を削除すること。
- 4 原発被災損害賠償請求手続きは、被災者の立場に立って個別訪問、面談等誠意ある対応を行うこと。

平成23年9月20日

東京電力株式会社取締役社長 西澤俊夫 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから、発議第9号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第6，発議第10号「原子力災害対策室の拡充を求める要望書」を議題といたします。

局長朗読。事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。
遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 提案いたします。

原子力災害対策室の拡充を求める要望書

福島第一原子力発電所事故から6か月が過ぎたが、一向に事故収束が進まないまま、除染作業への取り組みや賠償金請求そして、避難者の健康問題などさまざまな課題が新たに生じている。

このような中、川俣町では7月1日から、企画財政課内に原子力災害対策室を設置し取り組んでいるが、賠償金問題ひとつとっても今後の対応には、問題が生じてくるものと予想される。

については、川俣町議会として原子力災害対策室に必要な人員を配置のうえ、すべての原発事故に充分対応できる組織として、課の設置を強く要望する。

平成23年9月20日

川俣町長 古川道郎 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから、発議第10号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第7，議報告第4号「所管事務調査結果報告について」、各常任委員長から報告を受けます。議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） はじめに、総務文教常任委員長、報告願います。

遠藤宗弘君。

○総務文教常任委員長（遠藤宗弘君） 総務文教常任委員会から所管事務調査を行ったので、下記のとおり報告いたします。

平成23年9月20日

総務文教常任委員会委員長 遠藤宗弘

記

1. 調査事項・方法

(1) 石川県志賀町を訪問し、放課後児童クラブの概要及び子育て支援事業の概要について説明を受け、研修を行った。

(2) 石川県内灘町を訪問し、子育て支援センターの概要と運営状況、及び内灘町コミュニティバス運行事業の概要について説明を受け、研修を行った。

2. 調査期日

平成23年8月22日から24日までの3日間

3. 調査参加者

総務文教常任委員会 5名

総務課 1名

議会事務局 1名

計 7名

4. 調査結果及び報告については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。よろしく願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

三浦浩一君。

○産業建設常任委員長（三浦浩一君） 本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成23年9月20日

産業建設常任委員会委員長 三浦浩一

記

1. 調査事項・方法

(1) 東京都国分寺市で開催された「第8回議員の学校」（主催、NPO法人多摩住民自治研究所）を受講し、大震災・原発事故と地方自治体の政策活動に

ついて研修を行った。

- (2) 東京都千代田区の東京電力本店を訪問し、福島第一原子力発電所の状況等について説明を受け研修を行った。

2. 調査期日

平成23年7月20日(水)から7月22日(金)までの3日間

3. 調査参加者

| | |
|-----------|----|
| 産業建設常任委員会 | 5名 |
| 建設水道課 | 1名 |
| 議会事務局 | 1名 |
| 計 | 7名 |

4. 調査結果及び報告については、以下のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長(佐藤喜三郎君) 次に、厚生常任委員長報告願います。

菅野意美子君。

- 8番(菅野意美子君) 本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告いたします。

平成23年9月20日

厚生常任委員会委員長 菅野意美子

記

1. 調査事項・方法

- (1) 大阪府東大阪市の近畿大学原子力研究所を訪問し、放射線についての説明を受け、研修を行った。
- (2) 大阪府東成区の高齢者のお立ち寄りところを訪問し、高齢者施設の運営について説明を受け、研修を行った。
- (3) 大阪府泉大津市を訪問し、火葬場建設について説明を受け、研修を行った。

2. 調査期日

平成23年8月29日(月)から31日(水)までの3日間

3. 調査参加者

| | |
|---------|----|
| 厚生常任委員会 | 4名 |
| 保健福祉課 | 1名 |
| 議会事務局 | 1名 |
| 計 | 6名 |

4. 調査結果及び報告については以下のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◇

◇

◇

- 議長(佐藤喜三郎君) 追加日程第8, 議報告第8号「議員研修会等の報告について」、報告を受けます。議会事務局長。

- 議会事務局長(佐藤光正君) 別紙報告書を朗読した。

- 議長（佐藤喜三郎君） 議会だより編集委員会委員長、高野善兵衛君。
○15番（高野善兵衛君） 議会だより編集委員会視察研修報告を朗読をもって報告します。

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので報告する。

平成23年9月20日

議会だより編集委員会委員長 高野善兵衛
記

1. 目的 議会広報の編集、作成の研修
2. 場所 秋田県美郷町、秋田県羽後町
3. 日時 平成23年8月17日（水）から18日（木）の2日間
4. 出席議員 5名 事務局 1名
5. 研修会の内容につきましてはお手もとに配付のとおりでありますので、ご覧になってください。これで報告を終わります。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第9，所管事務調査について
議会事務局長。

- 議会事務局長（佐藤光正君） 別紙報告書について朗読した。

- 議長（佐藤喜三郎君） ただいま朗読のとおり、議会運営委員長から所管事務調査を実施したい旨の通知がありました。

お諮りいたします。

所管事務調査については、議会運営委員長から通知のとおり、実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から通知のとおり、実施されるよことに決定いたしました。

◇

◇

◇

- 議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第10議員の派遣について、議会事務局長。

- 議会事務局長（佐藤光正君） 別紙議報告書により朗読した。

- 議長（佐藤喜三郎君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり参加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読のとおり、参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

- 議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期 13 日間にわたり慎重に審議いただき誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

これをもちまして平成 23 年度第 8 回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦
労さまでした。 (午後 7 時 03 分)

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 9 号 寄附採納報告
- 報告第 10 号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 議案第 84 号 平成 22 年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57 号 平成 22 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 58 号 平成 22 年度川俣町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59 号 平成 22 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60 号 平成 22 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61 号 平成 22 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62 号 平成 22 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63 号 平成 22 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 64 号 平成 22 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 65 号 平成 22 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 66 号 平成 22 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 67 号 平成 22 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68 号 平成 22 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69 号 平成 22 年度川俣町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 71 号 平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 72 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 73 号 平成 23 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 74 号 平成 23 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 75 号 平成 23 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 76 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 77 号 川俣町小島財産区管理会委員の選任について
- 議案第 78 号 川俣町飯坂財産区管理会委員の選任について
- 議案第 79 号 川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について
- 議案第 80 号 川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について
- 議案第 81 号 川俣町個人情報保護審査会委員の任命について
- 議案第 82 号 川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 発議第 5 号 放射能汚染に対する正しい知識の周知と風評被害防止のための指導を求める意見書
- 発議第 6 号 除染に対し国が責任を持って取り組むことを求める意見書
- 発議第 7 号 「にっしん夢まつり・夢花火」大会への指導を求める決議

- 発議第 8号 原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書
- 発議第 9号 原発災害損害賠償請求手続きに関する要望書
- 発議第10号 原子力災害対策室の拡充を求める要望書
- 議報告第4号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第5号 議員研修会等の報告について
 - 所管事務調査について
 - 議員の派遣について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 鳴原利光

同 署名議員 高橋道也